

令和3年5月1日

コンプライアンス規定

第1条（目的）

この規定は、四日市市障害者体育センターにおける設立理念「障害当事者のスポーツを通じた相互の交流と障害当事者の社会参加の促進」に基づき、コンプライアンスの取り組みに関する基本的事項を定め、これを適切に運用することにより、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

- (1) この規定は、四日市市障害者体育センターにおける事業活動の全てに適用する。
- (2) この規定は、四日市市障害者体育センター運営委員会の全ての役員及び従業員(常勤職員及び主任監督者、その他の雇用形態者を含む。以下同じ。)に適用する。

第3条（定義）

- (1) この規定において「コンプライアンス」とは、四日市市障害者体育センターの事業が法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。
- (2) この規定において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令(告知、通知を含む。)、条例、定款、各種規定、業界自主規制並びにこれらに関連する通知等明確に文章化された社会的基準をいう。

第4条（体制）

- (1) コンプライアンス推進の最高責任者は、四日市市障害者体育センター運営委員会運営委員長とする。
- (2) コンプライアンス活動のうち重要事項の決定は、四日市市障害者体育センター運営委員会が行うこととする。

第5条（役員及び従業員の義務）

- (1) 役員及び従業員は、この規定の目的を踏まえ法令等を遵守し、職務に務めるものとする。
- (2) 役員及び従業員は、自らの職務を務めるにあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。
 - ① コンプライアンス及び法令等に違反する行為
 - ② 他の役員又は従業員に対する法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要
 - ③ 他の役員又は従業員が法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認
 - ④ 他の役員又は従業員もしくはその他の者から依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾
 - ⑤ 反社会的勢力との関係及び取引行為
 - ⑥ 人種差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護

休業等に関するハラスメント行為

- ⑦ 国内外の官民を問わず汚職や賄賂等の禁止
- ⑧ 四日市市障害者体育センターで知りえる顧客及び四日市市障害者体育センター運営委員会の機密情報を第三者に漏洩する行為
- ⑨ その他、前各号に準ずる不適切な行為

第6条（是正措置）

- (1) コンプライアンス違反行為が行われたことが明らかになった場合には、四日市市障害者体育センター運営委員会は当事者への指導・助言を行うとともに、速やかな是正措置を講じなければならない。
- (2) 是正措置が講じられた後、四日市市障害者体育センター運営委員会は再発防止策を取りまとめ、全ての役員及び従業員に対する指導・助言を行わなければならない。

第7条(新型コロナウイルス感染症等の対策について)

- (1) 2021年5月現在日本国及び各都道府県が発令している緊急事態宣言並びに三重県が発令している緊急警戒宣言に抵触する地域に四日市市障害者体育センター運営委員会及び四日市市障害者体育センターの運営に関わる者が行った場合は、該当する者は新型コロナウイルス感染症等の罹患の有無を確認するため、帰宅後2週間ほどの自宅待機をしなければならない。

附則

この規定は、 年 月 日より施行する。